

## 米子市市税減免要綱 (市民税に関する部分を抜粋)

(趣旨)

第1条 この要綱は、米子市市税条例（平成17年米子市条例第63号）第51条第1項、第71条第1項及び附則第21条の3、第89条第1項、第90条第1項並びに第139条の2第1項の規定に基づく減免に関し、その基準その他必要な事項を定めるものとする。

(市民税の減免基準)

第2条 米子市市税条例第51条第1項の規定による減免の基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項第1号の規定により非課税となった者のほか、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により扶助を受ける者については、次のとおり減免する。

ア 賦課期日後に生活扶助を受けるに至った者については、当該年度分の税額のうち、当該扶助が決定された日以後に納期の末日の到来する納期分について免除する。

イ その他の扶助については、その実情に応じて減免する。

(2) 学生及び生徒は、免除する。ただし、独立の生計を営むと認められる者を除く。

(3) 公益社団法人及び公益財団法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人は、免除する。ただし、収益事業（米子市地域福祉計画に基づく地域福祉推進のために実施する事業（当該事業の実施に当たり規制を受けるものに限る。）であって、当該事業に係る所得の計算上益金の額が損金の額を超えないものを除く。）を行うものを除く。

(4) 震災、風水害、火災その他これに類する災害を被り、市民税の納税が著しく困難と認められる者については、当該年度分の税額のうち、当該事由が生じた日以後に納期の末日の到来する納期分について、次のとおり減免する。

ア 災害により別表第1の左欄に掲げる事由に該当することとなった者に対しては、同表の右欄に定めるところにより減額し、又は免除する。

イ 自己（控除対象配偶者及び扶養親族その他市民税の納税義務を課されていない同居の親族（他の市民税の納税者の控除対象配偶者、扶養親族又は事業専従者である者を除く。）を含む。）が所有し、居住する住宅について生じた損害金額（保険金又は損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）がその住宅の価格の10分の2以上であるもので、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるものに対しては、別表第

- 2に定めるところにより減額し、又は免除する。ただし、同居の親族が所有する住宅が災害を被ったとして申請した者が複数の場合は、いずれか1人に限り対象とする。
- ウ 冷害、凍霜害、干害等にあつては、ア又はイの規定にかかわらず、農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価格から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額をいう。）が平年における当該農作物による収入額の10分の3以上あるもので、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。）に対して、農業所得に係る市民税の所得割の額（当該年度分の市民税の所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とにあん分して得た額をいう。）について、別表第3に定めるところにより減額し、又は免除する。
- (5) 市民税所得割納税者で、本人又は扶養親族が死亡、疾病、失業等により、当該年度の初日の属する年の1月1日から同年12月31日までの所得の見積額が、その前年中の所得の2分の1以下に減少し、かつ、市民税の納税が著しく困難と認められる者については、次のとおり市民税所得割を減額する。
- ア 所得の見積額が4分の1以下に減少すると認められるものについては、10分の8以内
- イ 所得の見積額が3分の1以下に減少すると認められるものについては、10分の6以内
- ウ 所得の見積額が2分の1以下に減少すると認められるものについては、10分の4以内
- (6) 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第41条の3の規定により法人の県民税の均等割の減免を受けた法人については、当該法人に係る市民税の均等割を免除する。

（規定外事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか、市税の減免に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る経過措置)

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって、同法第106条第1項(同法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の登記をしていないものについては、この要綱による改正後の米子市市税減免要綱第2条第3号及び第5条第1号に規定する公益社団法人又は公益財団法人とみなす。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、同年1月31日から施行する。

附 則

この要綱中第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事 由	減 免 の 内 容
死亡したとき。	免除
障害者となったとき。	10分の9の減額

別表第2（第2条関係）

損害の程度 合計所得金額	減 免 の 内 容	
	10分の2以上 10分の5未満のとき。	10分の5以上のとき。
500万円以下であるとき。	2分の1の減額	免除
750万円以下であるとき。	4分の1の減額	2分の1の減額
750万円を超えるとき。	8分の1の減額	4分の1の減額

別表第3（第2条関係）

合計所得金額	減 免 の 内 容
300万円以下であるとき。	免除
400万円以下であるとき。	10分の8の減額
550万円以下であるとき。	10分の6の減額
750万円以下であるとき。	10分の4の減額
750万円を超えるとき。	10分の2の減額